



認め合い
支え合い
輝く安曇野

安曇野市男女共同参画計画

平成 20 年度 ~ 平成 24 年度

安曇野市



認め合い 支え合い 輝く安曇野



現在、私たちを取り巻く社会は、少子高齢化の進行や、国際化、情報化の急速な進展、経済情勢の変化などにより大きく様変わりしており、人々の生活環境や価値観が多様化する中で、従来の見方や考え方では対応できない問題も多くなってきました。

このような中で男女の対等な社会の実現は大きな課題であり、お互いを尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が強く求められています。

長い歴史の中で形成された男女の固定的な役割分担意識は、慣習や慣行として日常生活の中に依然として根強く残っています。

国では、21世紀の重要課題として男女共同参画社会の実現を位置付けており、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、平成17年に男女共同参画社会基本法（第2次）が閣議決定され、総合的かつ計画的な取組みを進めています。

自らの意思により社会のあらゆる分野において性別にとらわれることのない男女共同参画社会の形成を促進するために、安曇野市では平成19年3月に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、安曇野市男女共同参画計画「～認め合い 支え合い 輝く安曇野～」を策定しました。

この計画は、家庭・地域・職場・学校など、あらゆる分野に男女が対等な立場で参画の機会が保障され、個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を目指しています。

今後、計画の実践に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、ご意見をいただいた市民の皆様をはじめ、ご尽力をいただきました安曇野市男女共同参画社会形成推進委員の皆様並びに各関係機関の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

安曇野市長 平林 伊三郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
(1) 世界の動き	3
(2) 日本の動き	3
(3) 長野県の動き	3
(4) 安曇野市の動き	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5

第2章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念	6
2 計画の基本目標	7
3 計画の体系	8

第3章 計画の内容

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画意識の高揚

具体的目標1 男女の人権が尊重される社会の実現を目指し、自立を図る教育と学習の推進	10
具体的目標2 あらゆる場における意識改革と社会制度・慣習・慣行の見直し	12
具体的目標3 男女平等意識に基づく働く権利・義務の自覚	14
具体的目標4 男女共同参画を進めるためのリーダーの育成とあらゆる場での学習の推進	15

基本目標2 男女に均等な参画機会の促進

具体的目標1 行政機関などにおける政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画	16
具体的目標2 地域社会における女性の参画の推進	18
具体的目標3 男女共同参画に向けての行政機関・企業における意識改革	19
具体的目標4 男女が家庭生活と仕事が両立できる多様な働き方の促進	21
具体的目標5 農林水産業・商工業などの自営業における男女共同参画の環境づくり	23

基本目標3 男女が共に活躍できる安心な環境づくり

具体的目標1 男女が共に築く家庭生活と地域活動の推進	24
具体的目標2 男女で支え合う子育て、介護への社会的支援	26
具体的目標3 障害者も高齢者も共に暮らせる環境づくり	28
具体的目標4 家族のかかわり、近隣のかかわりを大切にできる環境づくり	29
具体的目標5 外国籍市民との交流活動の推進	30

基本目標4 男女がお互いを尊重し健やかに暮らせる社会づくり

具体的目標1 社会・家庭生活におけるあらゆる暴力をなくすための取り組みの推進	31
具体的目標2 男女の性に対する教育の推進と心と体の健康支援	33

第4章 計画推進の体制

1 市民参加による推進	35
2 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会	35
3 庁内推進体制の整備	35
4 国・県・関係機関との連携協力	35

資 料

1 国際婦人年以降の男女共同参画への取組み年表	37
2 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会設置要綱	38
3 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員名簿	39
4 男女共同参画社会基本法	40
5 相談窓口	44

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国において男女共同参画社会の実現は、21世紀の重要課題と位置付けられており、平成11年に公布施行された「男女共同参画社会基本法」に基づいて、平成12年に「男女共同参画社会基本計画」を策定し、計画的な推進に努めています。

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別によって制約されることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は、誰もが願うことです。

しかし、現実には、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場面に、性別による役割分担意識などが依然として根強く残っており、男女の人権尊重と平等に向けた取り組みが十分とは言えない状況であります。

男女共同参画社会を実現するためには、このような意識を改め、男女が共に多様な生き方を選択でき、人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、お互いが対等なパートナーとして協力し合うことができる社会づくりが必要です。

安曇野市では、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、旧5町村のそれぞれの男女共同参画計画を見直すと共に、市民の意見を取り入れながら、男女共同参画社会の実現に向けた計画を策定しました。



2 計画策定の背景

1975年(昭和50年)の国際婦人年以来、男女平等社会の世界的な取り組みは、男女の差別をなくすことや、女性が力をつけることから始まりました。

我が国でも平成11年に「男女共同参画社会基本法」を定めて、各々の自治体でその計画作りや推進に力をそそいできました。

21世紀に入っても少子高齢化はますます進行し、中核となって社会を支える人口は減少しています。

社会経済情勢の急速な変化や情報技術の進歩などにより、私たちを取り巻く地域社会も、暮らしも大きく変化しています。また、家族や地域のあり方も多様化する中で、高齢者介護や子育てに関わる事など、個々では解決できない課題が増えています。

特に安曇野市は、農山村の土地や環境・景観も守りながら暮らす背景には、主たる職業と農業などの家業を維持するなど、都会や街区と異なる広汎な農山村地域の課題も多いのが実情です。

このような現状を踏まえて十分に話し合い、男性も女性も自分の力を発揮して、協働の力で活力ある心豊かな社会を築いていくために、お互いが認め合い支え合いながら、思いやりの心ですすめる男女共同参画社会の実現を目指すことが大切と考え、「安曇野市男女共同参画計画」を策定するものです。



(1) 世界の動き

1975年(昭和50年)は「国際婦人年」、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定め、世界全ての女性の平等、開発、平和を目標に世界女性会議が開催されました。

2000年(平成12年)には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、先の「北京宣言」と「行動要綱」の更なる実施に向けて、各国のとりべき行動を盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

(2) 日本の動き

国連や国際社会の動きと共に日本国内でも1977年(昭和52年)「国内行動計画」を策定し女性の地位向上に向けて本格的に取り組み始めました。

- 1985年(昭和60年) 「女子差別撤廃条約」の批准
- 1987年(昭和62年) 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の策定
(この時から男女共同参加から男女共同参画と変わる)
- 1996年(平成8年) 「男女共同参画2000年プラン」策定
- 1999年(平成11年) 「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- 2000年(平成12年) 「男女共同参画基本計画」策定
- 2005年(平成17年) 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定

(3) 長野県の動き

- 1980年(昭和55年) 「長野県婦人行動計画」を策定
- 1986年(昭和61年) 「新長野県婦人行動計画」策定
- 1991年(平成3年) 「さわやか信州女性プラン」策定
「長野県農村女性プラン」策定
- 1996年(平成8年) 「信州女性プラン21」策定
「新長野県農村女性プラン」策定
- 2000年(平成12年) 女性総合センターの愛称「あいとぴあ」に決定
- 2001年(平成13年) 「パートナーシップながの21」策定
「農に生きる男女共同参画プラン」策定
- 2002年(平成14年) 「長野県男女共同参画社会づくり条例」制定
- 2003年(平成15年) 「パートナーシップながの21」改定
- 2007年(平成19年) 「第2次長野県男女共同参画計画」策定
「新農に生きる男女共同参画プラン」策定

特徴的な事柄として、1991年(平成3年)の「長野県農村女性プラン」は全国に先がけて策定され、一般女性より遅れていたといわれた農村女性の地位向上と活動に大きく踏み出しました。

（４）安曇野市の動き

平成17年10月1日の旧豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町の合併により安曇野市が誕生し、総務部 人権尊重課 人権尊重係に男女共同参画担当を置き、男女共同参画社会の実現に向けてスタートしました。

計画の策定にあたっては、「男女共同参画社会基本法」に基づき、また、「第2次長野県男女共同参画計画」を踏まえ、合併前に旧町村で策定してある計画の見直しを行い、より効果的に推進されるように「安曇野市男女共同参画計画」の策定に着手しました。

これまでの旧町村の動きは

豊科町 平成14年3月 豊科町男女共同参画計画策定
「結いのまち とよしな」
推進団体 豊科町女性団体等連絡協議会

穂高町 平成14年3月 穂高町男女共同参画計画策定
「安曇野から変わるパートナーシップ」
推進団体 男女共同参画会議 ほたか

三郷村 平成15年3月 三郷村男女共同参画計画策定
「男女が共に輝く地域をめざして」
推進団体 三郷村男女共生いきいき会議

堀金村 平成16年3月 堀金村男女共同参画計画策定
「男女が共に認め合い、支え合い、生き生きと輝くために」
推進団体 堀金村男女共生さわやか推進会議

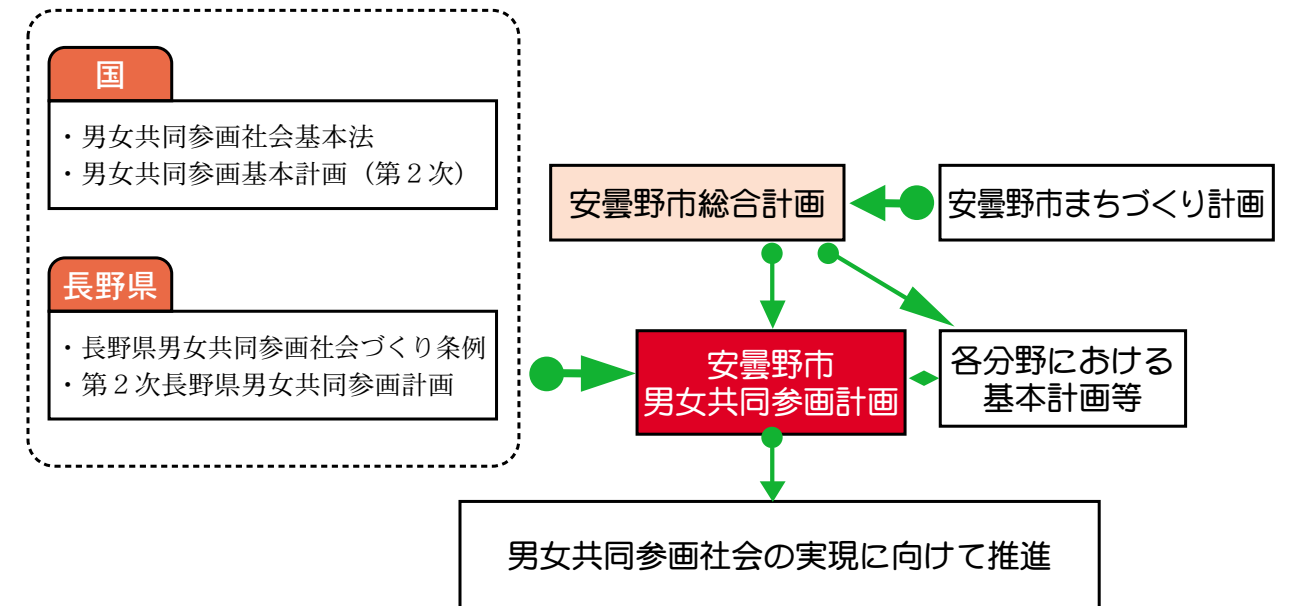
明科町 平成15年3月 明科町男女共同参画計画策定
「水郷明科パートナーシップ」
推進団体 明科女性ネットワーク

以上のような経過を経て平成18年10月13日「安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会」が発足し、新市の計画策定に入りました。

平成19年3月に男女共同参画社会に関する安曇野市市民意識調査を満18歳以上の市民3,000人(回答率44.5%)、市内の200事業所(回答率57.0%)を対象に実施しました。また、平成19年7月には公募市民と共に2回のワークショップを開催し、そこで出された問題などを含め推進委員会で検討や話し合いを重ねて、計画の目標から内容までの成文化を進め、「安曇野市総合計画」に基づき、平成20年3月に「安曇野市男女共同参画計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び県の「第2次長野県男女共同参画計画」を踏まえ、安曇野市総合計画を上位計画として、「安曇野市男女共同参画計画」を策定したものです。また、多岐の分野にわたるものであるため、各々の分野での施策の基本方針と連携を図っていくものです。



4 計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5年間として、社会情勢の動向などを踏まえ検討、見直しをします。



第2章 計画の基本的な方向

1 計画の基本理念

誰もがお互いの人権を尊重し、認め合いながら責任を分かち合い、自らの意思によって、家庭・地域・職場・学校など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画の機会が確保され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

参加 とは市民組織の一員として社会活動に加わることです。

参画 とは意思決定の場や計画づくりの場から責任を持って最後まで加わることです。

● 男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじ、男女平等を認め合える社会を目指します。

● 社会における制度・慣行についての配慮

性別による役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう社会の制度や慣行についての見直しを進めます。

● 政策などの立案及び決定への共同参画

社会のあらゆる分野に男女の多様な考え方が反映できるように政策などの立案、決定の場へ共同して参画できるための条件整備を進めます。

● 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族がお互いに協力し、社会の支援も受けながら家族としての役割を果たし、家庭生活と仕事、地域活動などが両立できる環境づくりを進めます。

● 生涯にわたる性と生殖を尊重し、健やかに暮らせる社会の形成

男女がお互いの意思を尊重し、性と生殖に関して健康な生活を営む権利が尊重される社会を目指します。

● 国際社会との協調

国際化が進み外国籍の市民が増加している地域社会で、多文化を共生させながら協力して男女共同参画社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現を目指して

～ 認め合い 支え合い 輝く安曇野 ～

1. 人権の尊重と男女共同参画意識の高揚

2. 男女に均等な参画機会の促進

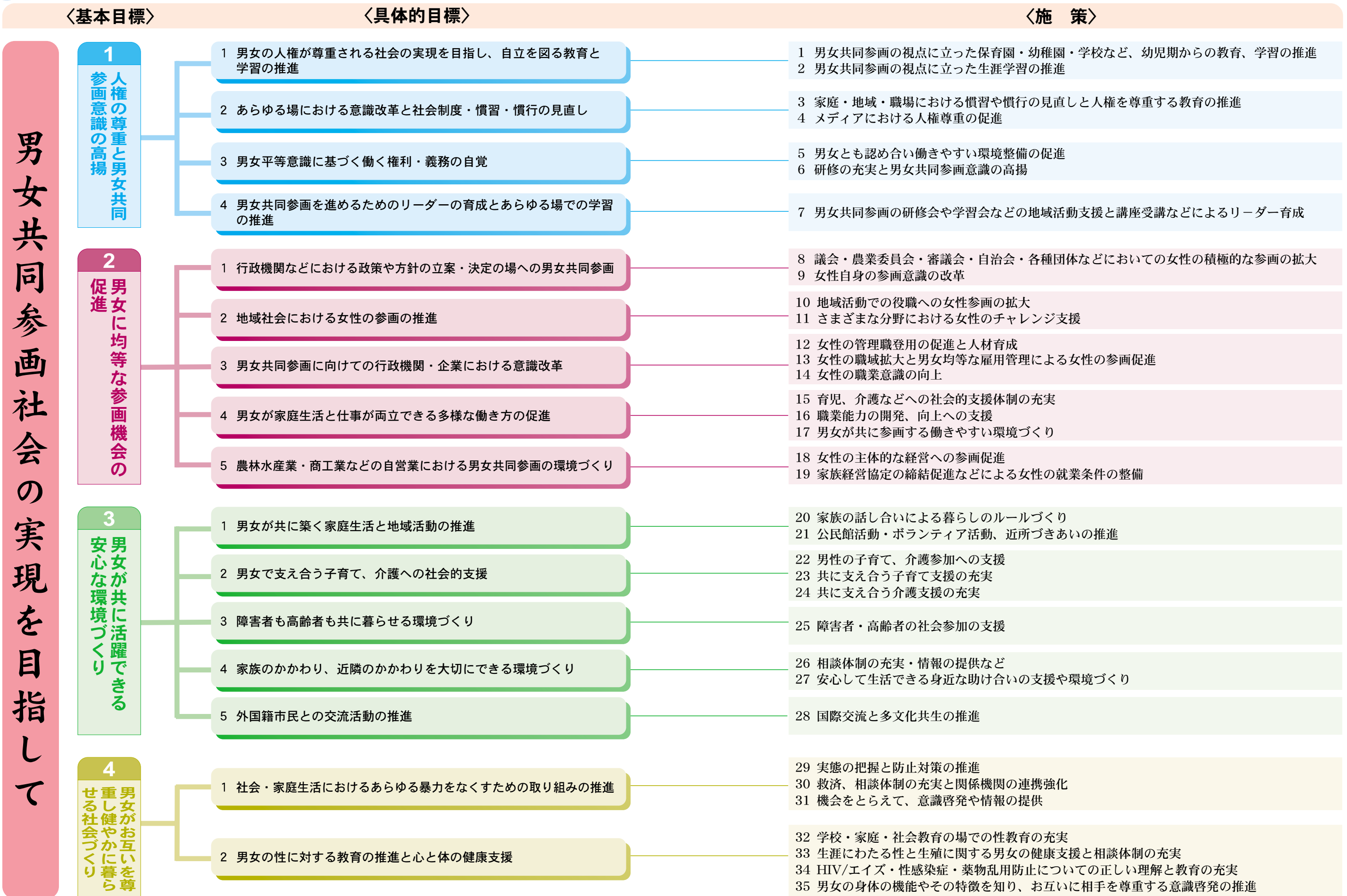
3. 男女が共に活躍できる安心な環境づくり

4. 男女がお互いを尊重し健やかに暮らせる社会づくり



あいとぴあセミナー専門講座 第10期生作製

3 計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画意識の高揚

具体的目標 1

男女の人権が尊重される社会の実現を目指し、自立を図る教育と学習の推進

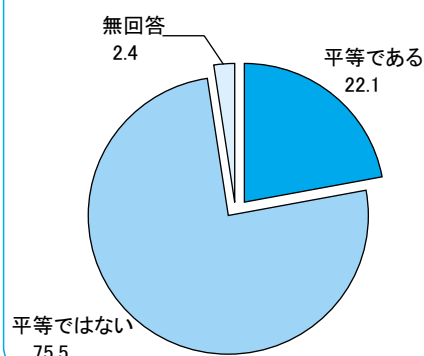
課題

男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き男女共同参画社会*を実現するためには、幼児期からのしつけはもとより、生涯にわたる教育や学習の果す役割は大切であり必要です。

特に家庭は、次代を担う子どもたちの人格形成の場となります。

あらゆる世代の人々が各々の生き方を選択し、社会のさまざまな分野に参画する能力を身に付けるための学習の機会が生涯にわたって確保されることが大切です。

■世の中は男女平等な社会だと思いますか



*男女共同参画社会

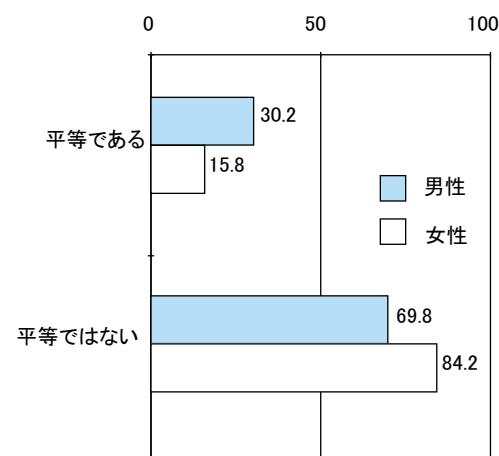
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）資料参考

市民意識調査結果は百分率は小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで標記しました。このため、合計が100にならない場合があります。複数回答の場合、百分率の合計は100を超えます。

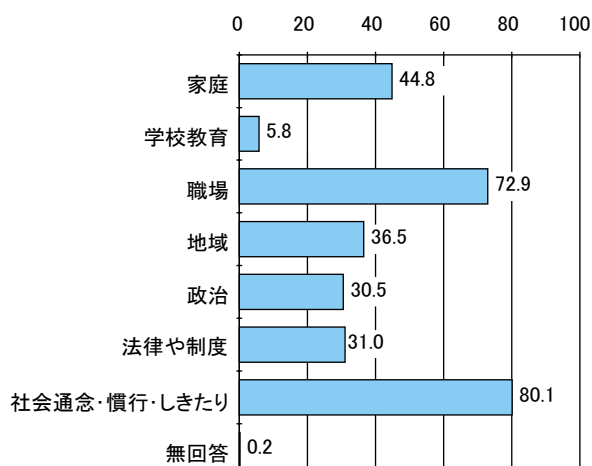
(市民意識調査結果より：単位%)

■男女別「社会の男女平等感」

(総数=男性589、女性698)



■平等でないと思う分野 (複数回答)



施策 1

男女共同参画の視点に立った保育園・幼稚園・学校など、幼児期からの教育、学習の推進

具体的な施策	主な担当課
具体策① 幼児期から男女が同等の立場で共に学び、個性を尊重し、「男だから」「女だから」の固定的観念・性別による役割分担意識を持たない教育を進めます。	児童保育課 学校教育課
具体策② 保育士や教諭など、教育に携わる人に対して男女共同参画社会の理念や、その実現に向けての教育のあり方について研修を行います。	児童保育課 学校教育課

施策 2

男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

具体的な施策	主な担当課
具体策① 男女の対等な関係を築くには、家庭における幼児期からのしつけが大切であり、話し合いによってお互いに理解し合い、家事・介護などを子どもにも積極的に手伝わせることにより、共に自立できるように学習を進めます。	人権尊重課 児童保育課 学校教育課 社会教育課
具体策② 地区や公民館などの人権尊重懇談会や地域団体による社会教育活動の中で、より良い男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識啓発を図ります。	社会教育課



具体的目標 2

あらゆる場における意識改革と社会制度・慣習・慣行の見直し

課題

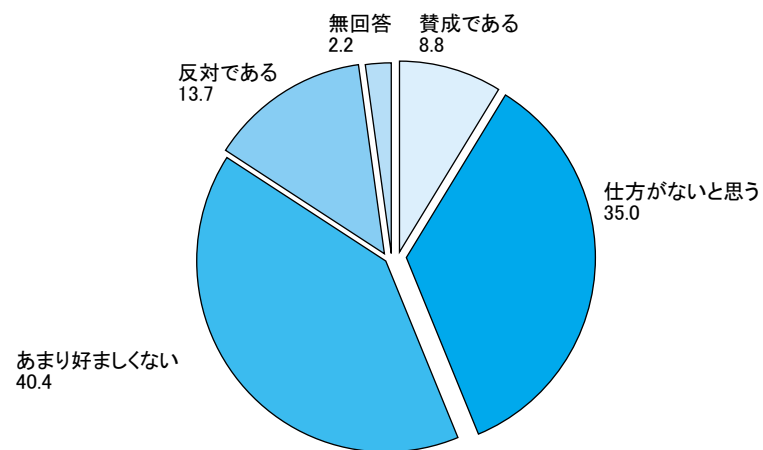
私たちの住む地域社会には長い時間をかけて形成されてきた性別による固定的な役割分担意識があります。

こうした意識が偏見や男女格差などを生み、地域での女性の役職登用を困難にしています。

あらゆる場において意識改革を進め、男女が共に尊重し合い個性と能力を十分に発揮して、明るく活力に満ちた社会をつくっていかねばなりません。

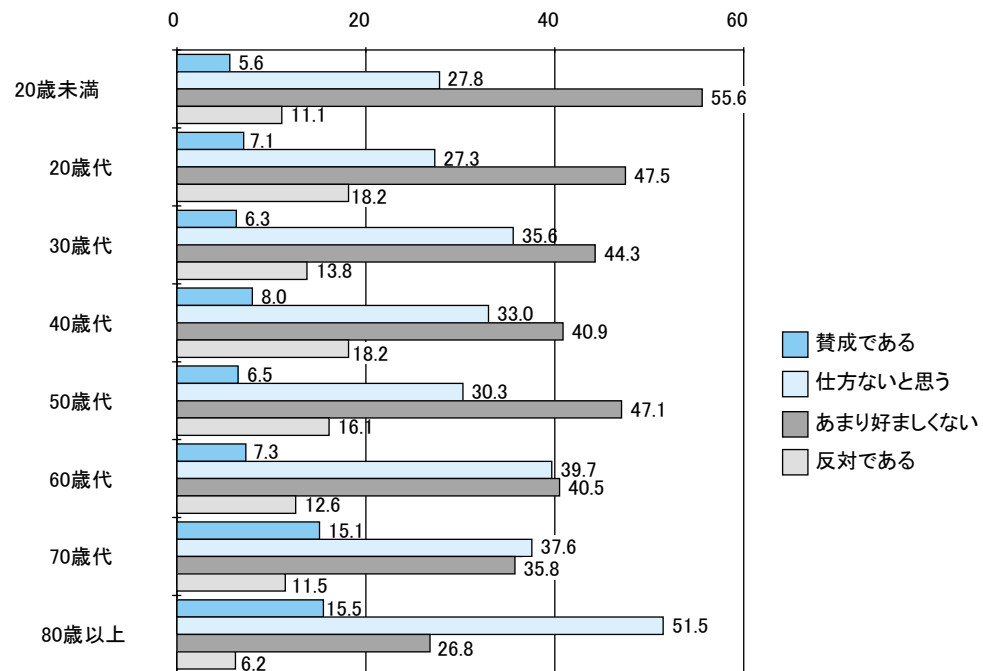
(市民意識調査結果より：単位%)

■男は仕事、女は家庭という性別によって役割を固定する考え方についてあなたはどのように思いますか



■年代別「男女の役割固定」に対する考え方

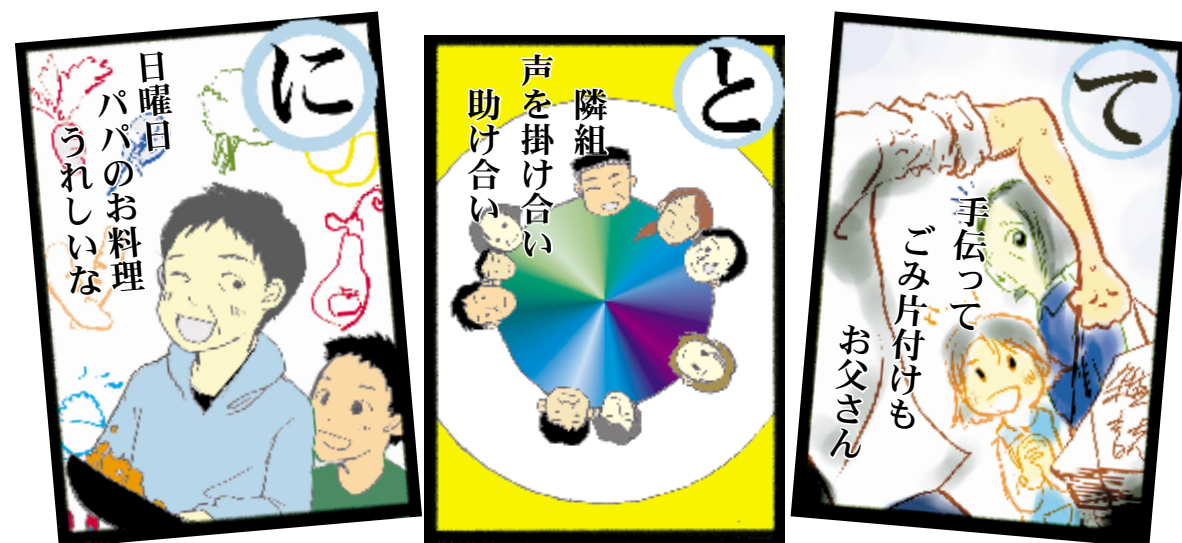
(総数=20歳未満18、20歳代99、30歳代174、40歳代176、50歳代261、60歳代262、70歳代218、80歳以上97)



施策 3

家庭・地域・職場における慣習や慣行の見直しと人権を尊重する教育の推進

具体的な施策	主な担当課
具体策① 身の周りにおける慣習や、しきたりによる性差別や偏見に気付く感性を豊かにするために、それらの見直しや改善を進め、男女共同参画社会の理念に立った学校教育・社会教育の充実を図ります。	人権尊重課 農政課 商工観光課 学校教育課 社会教育課
具体策② 職場などに依然として残っている、男女差別につながる恐れのある慣行などについて、行政と企業が話し合い、検討会や研修会を開催し改善に努めます。	
具体策③ 性別・年齢・人種・国籍・障害の有無などに捉われず個性を伸ばし、能力の発揮できる教育を行い、共に生きる社会づくりを推進します。	



施策 4

メディアにおける人権尊重の促進

具体的な施策	主な担当課
具体策① インターネットをはじめさまざまなメディアからの情報について、市民が主体的に読み解き判断する力を養う支援をします。	人権尊重課 まちづくり推進課 社会教育課
具体策② 広報・出版物の発行は、男女共同参画の視点に立って行います。	
具体策③ いろいろな男女共同参画のための活動や情報を広くメディアを通じて市民に伝え、関心が持てるよう促し、男女共同参画が目指す人権尊重の意識を高める活動を支援します。	

具体的目標 3

男女平等意識に基づく働く権利・義務の自覚

課題

男女平等意識に基づき、働くことの意識（権利・義務）を認識することが大切です。

女性が生涯にわたって生き生きと働き続けることができる社会は活力があり、男性にとっても女性にとってもその能力が生かされ、意欲的に働くことができます。

働く場における男女共同参画意識を高める学習や啓発が必要です。

施策 5

男女とも認め合い働きやすい環境整備の促進

具体的な施策		主な担当課
具体策①	事業者や管理職に対し、関係する法制度やワーク・ライフ・バランス*の趣旨や内容の周知徹底を図り、それを推進するための啓発活動を支援します。	人権尊重課 社会福祉課 高齢者介護課 児童保育課
具体策②	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに向けた企業の取り組みを支援し、男女が共に家庭生活と職場での労働が両立できる、より良い事例を紹介し啓発をします。	農政課 商工観光課

*ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、個人の啓発などさまざまな活動について、自分が希望するバランスで行うことが出来る状態（調和）

施策 6

研修の充実と男女共同参画意識の高揚

具体的な施策		主な担当課
具体策①	行政や企業は市民が男女共同参画について学習・研修ができるように情報や資料を提供し、また、研修会・講演会・意見交換会などを開催し、男女の共同参画意識を高めます。	人権尊重課 社会福祉課 高齢者介護課 児童保育課
具体策②	働く人が男女雇用機会均等法*などの法律やワーク・ライフ・バランスにも関心を持ち、研修会などに積極的に参加でき、男女共同参画の視点で学び実践できるように支援します。	商工観光課

*男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行」妊娠・出産・産前産後休業を取得したことを理由とする解雇の禁止に加え、厚生労働省令で定める妊娠中の時差勤務など、均等法による母性健康管理措置や、深夜業免除など労働基準法による、母性保護措置を受けたことなどを理由とする解雇を禁止。

具体的目標 4

男女共同参画を進めるためのリーダーの育成とあらゆる場での学習の推進

課題

市内のさまざまな団体などの活動は、市民生活を支える原動力といえます。男女共同参画社会実現に向けての学習や、各種団体のリーダー育成の支援をする必要があります。

施策 7

男女共同参画の研修会や学習会などの地域活動支援と講座受講などによるリーダー育成

具体的な施策		主な担当課
具体策①	男女共同参画を進めるためには、市民や市民団体の自主的な活動に期待することが多く、幅広い分野で活躍する市民のエンパワーメント*のためにも、情報や資料の提供をしながら研修や学習会などを支援し、リーダー的役割を担える素地づくりをします。	人権尊重課 まちづくり推進課 総合支所担当課 社会教育課
具体策②	男女共同参画の推進と地域課題の解決に向けて、県の男女共同参画センター“あいとぴあ”*や市・推進団体の主催する研修や講座の受講をすすめる、リーダーの育成を図ります。	
具体策③	男女共同参画計画を推進するための市民活動の拠点として、市男女共同参画窓口の設置と、男女共同参画コミュニケーター*制度を設けて推進役とし、男女共同参画の充実を図ります。	

*エンパワーメント

自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけていく過程と、支援する働きかけのことをいう。

*男女共同参画センター“あいとぴあ”

男女共同参画社会の実現に向けて、市民が学習や交流をするなど、気軽に利用できる県の施設で岡谷市にある。

*男女共同参画コミュニケーター

男女共同参画に関して、地域できめ細かな啓発活動を行うとともに、行政と市民とのパイプ役として活動する人。

基本目標 2 男女に均等な参画機会の促進

具体的目標 1

行政機関などにおける政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画

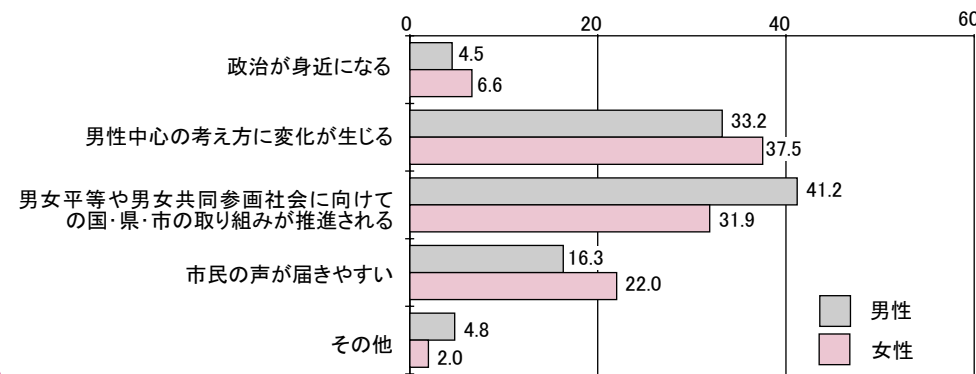
課題

男女共同参画社会づくりを進めるために、女性の意見や考え方が政策や方針などに反映されなければなりません。立案・決定の場への女性の参画がまだまだ少ない状況です。

女性の参画を進めるためには、慣習を見直し男性も女性もあらゆる場面でその能力を発揮できる機会の確保が必要であるとともに、女性自ら社会へ参画しようとする意識が大切です。

(市民意識調査結果より：単位%)

■あなたは、政策決定の場(国・県・市議会や審議会等)に女性が 増えることで何を期待しますか (総数=男性582、女性686)



施策 8

議会・農業委員会・審議会・自治会・各種団体などにおける女性の積極的な参画の拡大

具体的な施策	主な担当課
具体策① 政策や方針決定の場への女性の参画や登用を積極的に進めます。	人権尊重課 行政改革推進室
具体策② 女性の登用率を35%以上とし、各分野で目標達成に努めます。	まちづくり推進課

施策 9

女性自身の参画意識の改革

具体的な施策	主な担当課
具体策① 女性自身がこれまでの慣習による思い込みを脱して、意識を改めて自信と責任感を持って、積極的に社会活動に参画できるよう支援します。	人権尊重課 まちづくり推進課 社会教育課
具体策② 女性自身が市政などに参加し、尻込みせずに進んで意見を発言できるよう素地づくりをします。	

安曇野市議会、委員会、審議会等の女性の割合

平成19年4月1日現在

委員会名等	総数(人)	内女性(人)	比率(%)
議会議員	28	2	7.1
民生児童委員	216	117	54.2
人権擁護委員	14	5	35.7
公民館長	5	0	0
小・中学校PTA会長	17	0	0
自治会長(区長)	83	0	0
教育委員会	5	1	20.0
選挙管理委員会	4	0	0
公平委員会	3	0	0
監査委員	3	0	0
固定資産評価審査委員会	3	0	0
農業委員会	47	4	8.5
市町村防災会議	30	0	0
民生委員推薦会	14	4	28.6
国民健康保険運営協議会	16	3	18.8
環境審議会	18	3	16.7
地方青少年問題協議会	11	3	27.3
公民館運営審議会	15	3	20.0
社会教育委員会	12	4	33.3
スポーツ振興審議会	12	6	50.0
図書館協議会	15	10	66.7
文化財保護審議会	5	0	0
博物館協議会	15	4	26.7
都市計画審議会	22	4	18.2
地域審議会	75	25	33.3
国民保護協議会	20	0	0
特別職報酬等審議会	10	0	0
個人情報保護審議会	5	2	40.0
下水道事業運営審議会	8	4	50.0
上水道事業運営審議会	10	5	50.0
地域包括支援センター運営協議会	16	7	43.8
福祉有償運送運営協議会	12	1	8.3
農業振興地域整備促進協議会	30	5	16.7
明科地区森林委員会	5	0	0

具体的目標 2

地域社会における女性の参画の推進

課題

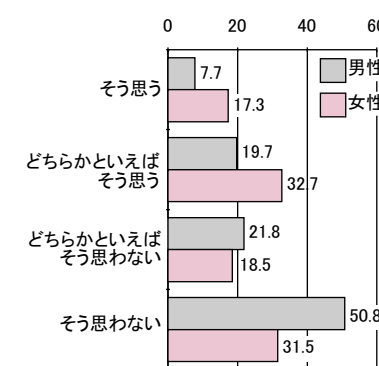
多くの女性が地域社会における自治会や各種団体などの活動には参加していますが、会長などの責任ある役職に就けないことが多く、企画・決定に女性の考えや意見を反映しにくい状況です。

地域における慣習や役割分担を見直して女性の参画を促し、時代に合った民主的な地域運営にしていくことが大切です。

(市民意識調査結果より：単位%)

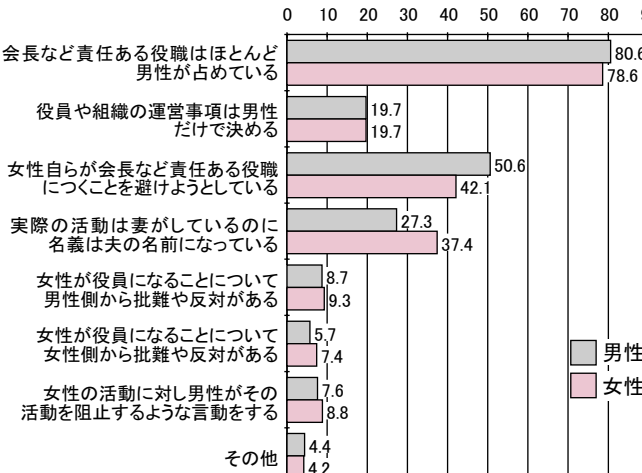
■自治会など団体の代表者は男性がなったほうがいい

男女別「自治会など団体の代表者は男性」という考え方に対する意向 (総数=男性569、女性676)



■地域活動や共同作業についての現状

男女別「地域活動や共同作業」の実態(総数=男性542、女性625) (複数回答)



施策10

地域活動での役職への女性参画の拡大

具体的な施策	主な担当課
具体策① 男女共同参画の視点に立って、自治会や公民館活動などの役職に女性を積極的に登用するよう地域の意識改善に向けて、先進事例の紹介などをして啓発に努めます。	人権尊重課 まちづくり推進課 社会教育課
具体策② 地域の課題についての諸集会への積極的な参加を促し、地域の活動に対する関心を深め、役職就任への意欲を高めるよう女性に働き掛けます。	

施策11

さまざまな分野における女性のチャレンジ支援

具体的な施策	主な担当課
具体策① 女性が感性や才能が発揮できる仕事に就くために、採用・再就職・起業など新たな活躍の場を広げる支援をします。	人権尊重課 商工観光課
具体策② 女性が幅広い分野で活躍するために、情報の提供・学習の機会や相談体制の充実を図ります。	

具体的目標 3

男女共同参画に向けての行政機関・企業における意識改革

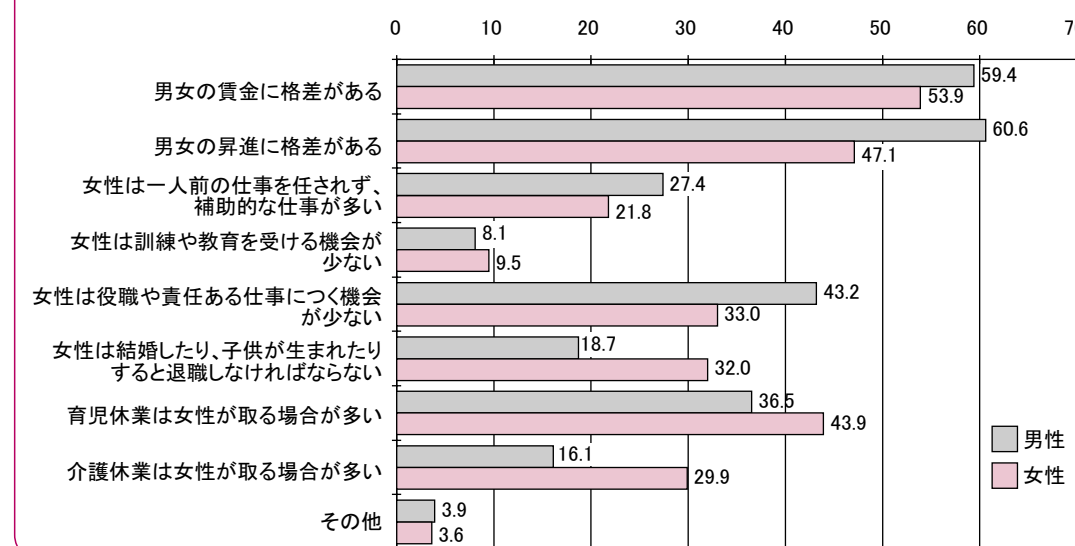
課題

男女共同参画による調和のとれた社会の実現のためには、慣習・慣行を見直し、行政機関や企業では男女雇用機会均等法などを遵守し、女性の管理職への登用を進め、男性も女性もその能力があらゆる場面で発揮できる機会の確保に努めるなどの意識改革が必要です。

(市民意識調査結果より：単位%)

■職場で男女格差があると思われるもの

男女別「職場での男女格差」(総数=男性310、女性412) (複数回答)



安曇野市職員の女性の割合

平成 19 年 4 月 1 日現在 (単位：総数と女性は人・比率%)

市職員の状況 (職員全体に占める女性の割合、係長級以上の各級における女性の割合)																	
職員全体			部長級			課長級			課長補佐級			係長級			合計		
総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率
805	326	40.5	14	0	0	59	6	10.2	48	12	25.0	126	33	26.2	247	51	20.6

施策12

女性の管理職登用の促進と人材育成

具体的な施策	主な担当課
具体策① 事業者などを対象とした女性管理者の登用推進に関する講習会を開催します。	人権尊重課 商工観光課
具体策② 不平等な慣習を見直し、能力を伸ばすために、研修会の開催や情報などの提供をし、人材の育成に取り組みます。	
具体策③ 女性の能力が適正に評価される登用システム作りの啓発をします。	

施策13 女性の職域拡大と男女均等な雇用管理による女性の参画促進

具体的な施策		主な担当課
具体策①	企業などに対し、今までの慣習に捉われない男女共同参画の考え方の浸透と、具体的な取り組みの啓発をします。	人権尊重課 商工観光課
具体策②	女性の能力が発揮できる労働環境の整備ができるよう情報を提供します。	

施策14 女性の職業意識の向上

具体的な施策		主な担当課
具体策①	女性が職業能力向上への自己啓発をし、技術や知識の吸収に努め、上位職への登用試験など積極的に挑戦するよう啓発します。	人権尊重課 商工観光課
具体策②	仕事に対するプロ意識を持ち「責任」と「権限」が自覚できるよう働き掛けます。	



具体的目標 4

男女が家庭生活と仕事が両立できる 多様な働き方の促進

課題

男女が共に社会のあらゆる活動に参加するためには、家庭生活と仕事と地域活動の調和がとれていることが大切です。

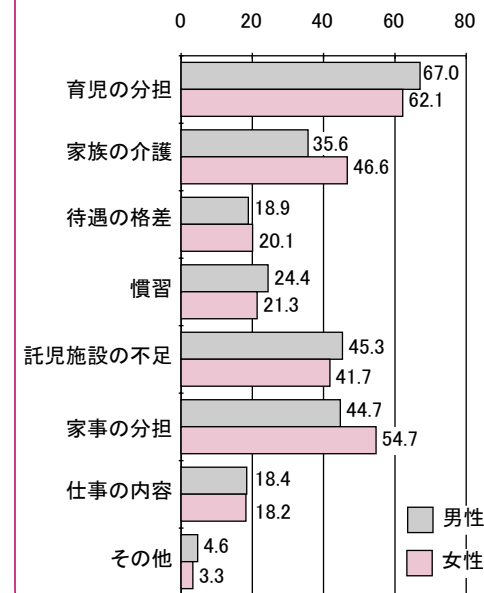
男性は職場中心の意識や働き方を見直し、家庭生活や地域活動などに積極的に参加できる労働意識を持つことが求められています。

また、育児・介護などの支援や制度の促進を図る必要があります。

(市民意識調査結果より：単位%)

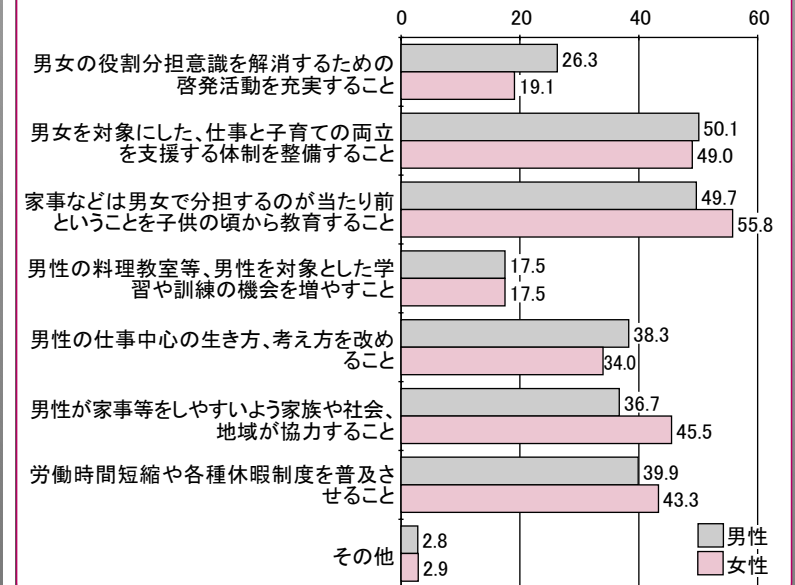
■女性が働く上で、障害となっていることは何だと思いますか。

男女別「女性が働く上での障害」(複数回答)
(総数=男性570、女性691)



■男性の家事・育児・介護への関わりがまだ少ないといわれていますが、進めていくためにはどのようなことが必要だと思いますか。

男女別「男性の家事・育児・介護への関わりを進めるために」(複数回答)
(総数=男性577、女性686)



施策15 育児、介護などへの社会的支援体制の充実

具体的な施策		主な担当課
具体策①	男女が職場での責任と家族の一員としての責任を果たし、仕事が継続できるようにファミリーサポート*や保育サービスなどの充実を図りながら、情報の提供をします。	人権尊重課 社会福祉課 高齢者介護課 児童保育課 商工観光課
具体策②	多様な働き方ができる就業制度の検討を積極的に進めるよう働き掛けます。	
具体策③	退職した人が再び職場復帰できる再雇用制度の普及・促進を図るよう働き掛けます。	

*ファミリーサポート

子育ての援助を行う者と子育ての援助を受けたい者の相互の援助

施策16 職業能力の開発、向上への支援

具体的な施策		主な担当課
具体策①	再就職などを希望する男女が職業に就くために、必要な技能研修や資格取得ができるよう支援します。	人権尊重課 商工観光課

施策17 男女が共に参画する働きやすい環境づくり

具体的な施策		主な担当課
具体策①	女性の力がさまざまな分野で発揮できるよう、幅広い受入れや労働条件の整備の促進を働き掛けます。	人権尊重課 社会福祉課 高齢者介護課
具体策②	職場が優先される風潮や、今までの働き方について見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの考え方を浸透させ、推進を図ります。	児童保育課 商工観光課



具体的目標 5

農林水産業・商工業などの自営業における 男女共同参画の環境づくり

課題

農業など自営業において女性は経営の実質的な担い手として大きな役割を果たしていますが、経営部分と暮らしの部分が明確に分離していないため、労働に対する適正な評価がしにくい状況です。女性も経営方針決定に参画する体制を整えるなどの環境整備が必要です。

施策18 女性の主体的な経営への参画促進

具体的な施策		主な担当課
具体策①	女性が経営に積極的かつ主体的に参画できるよう、技術・専門知識や経営管理能力の向上を図るための研修会や学習会の開催に努めます。	人権尊重課 農政課 耕地林務課 商工観光課
具体策②	経営参画に向けて、地域のリーダー育成・自営業に携わる女性グループ団体の育成・活性化に向けたセミナーなどの学習会を開催し、活発な活動を支援します。	

施策19 家族経営協定の締結促進などによる女性の就業条件の整備

具体的な施策		主な担当課
具体策①	農林水産業・商工業などの自営業では、家族の能力に見合った役割や分担などを話し合いにより明確にし、女性が男性と対等なパートナーとして経済的地位の向上を図り、就業条件の整備ができるよう家族経営協定*の締結を推進します。	人権尊重課 健康推進課 農政課 耕地林務課 商工観光課
具体策②	女性が健やかに就業できるよう、日々の健康管理の指導と積極的な健康診断の受診を勧めます。	

***家族経営協定**

女性農業者や農業後継者が主体的に経営に参画していくために、経営方針の決定や休日や労働条件、報酬などについて、家族の話し合いによりルールをつくり、実践すること。

参考

安曇野市での協定締結数99組（平成19年3月31日現在）

基本目標 3 男女が共に活躍できる安心な環境づくり

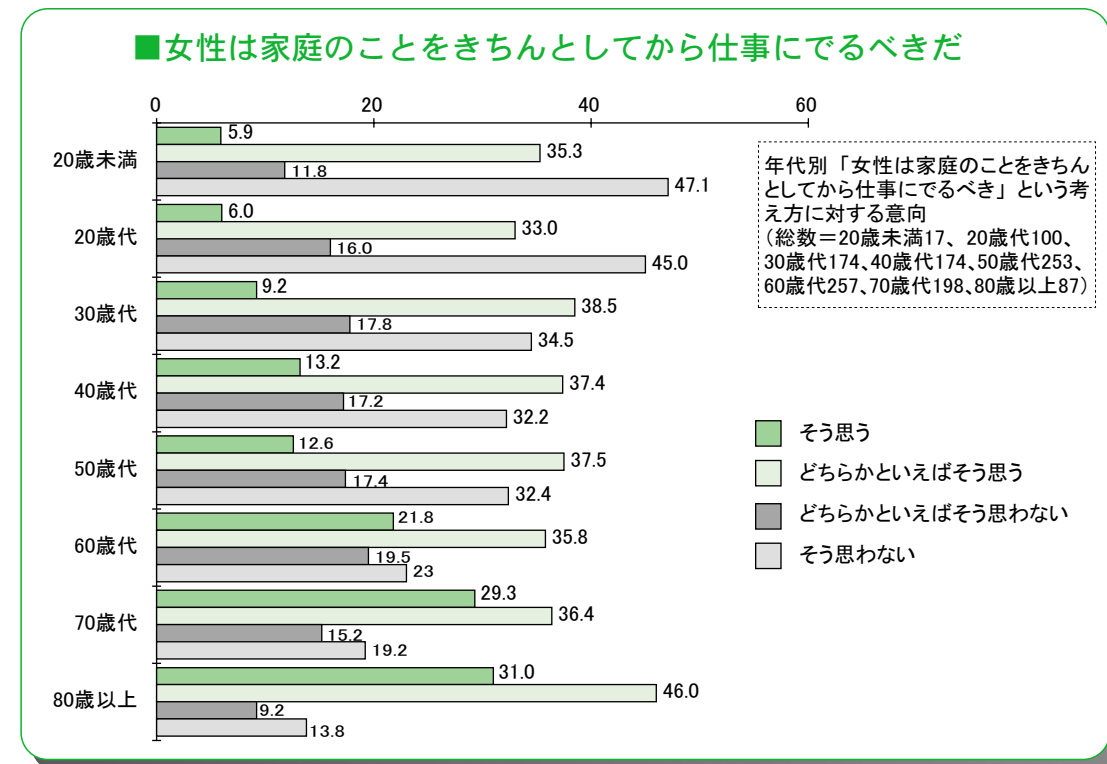
具体的目標 1 男女が共に築く家庭生活と地域活動の推進

課題

家庭生活を明るく、暮らしやすくするためには、男女が愛と理解のもとに家事・育児・介護などに参加し、支え合い協力することが必要ですが、主として女性が担っているのが現状です。

地域社会においても、公民館活動やボランティア活動などさまざまな場で男女が一緒に参加し、地域の課題などに取り組み、安全で安心して暮らせる地域をつくっていく必要があります。

(市民意識調査結果より：単位%)

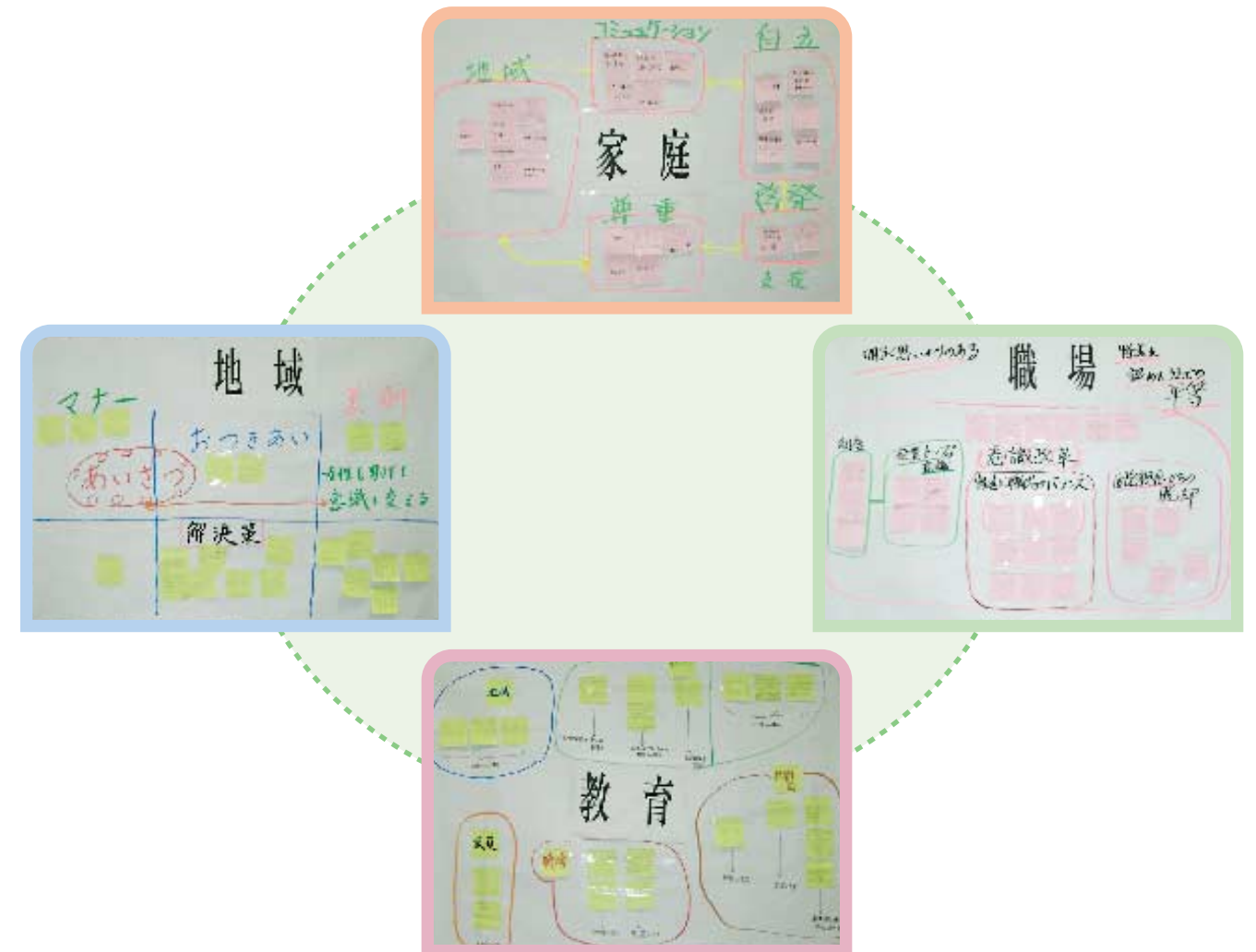


施策20 家族の話し合いによる暮らしのルールづくり

具体的施策	主な担当課
具体策① 家族誰もが個性や能力に合った生き方をすることができるよう、きちんとしたしつけをし「家族での役割」「一人ひとりの生き方」について話し合い、家族の暮らしのルールを決めて実行できるよう啓発します。	人権尊重課 健康推進課 社会教育課
具体策② 家族が話し合うことによって健康で暮らすための工夫、生活設計や財産分与、老後の生き方などについて学習するための情報を提供します。	

施策21 公民館活動・ボランティア活動・近所づきあいの推進

具体的施策	主な担当課
具体策① 住み良い地域社会づくりのために、老若男女がそれぞれの知識や経験を生かして、意見を出し合い公民館活動やボランティア活動に参加できるような素地づくりを支援します。	まちづくり推進課 社会福祉課 社会教育課
具体策② 防災・子育て・介護など、日々の暮らしの中で声かけやあいさつを交わし、近所のつながりを深め支え合えるように働き掛けます。	



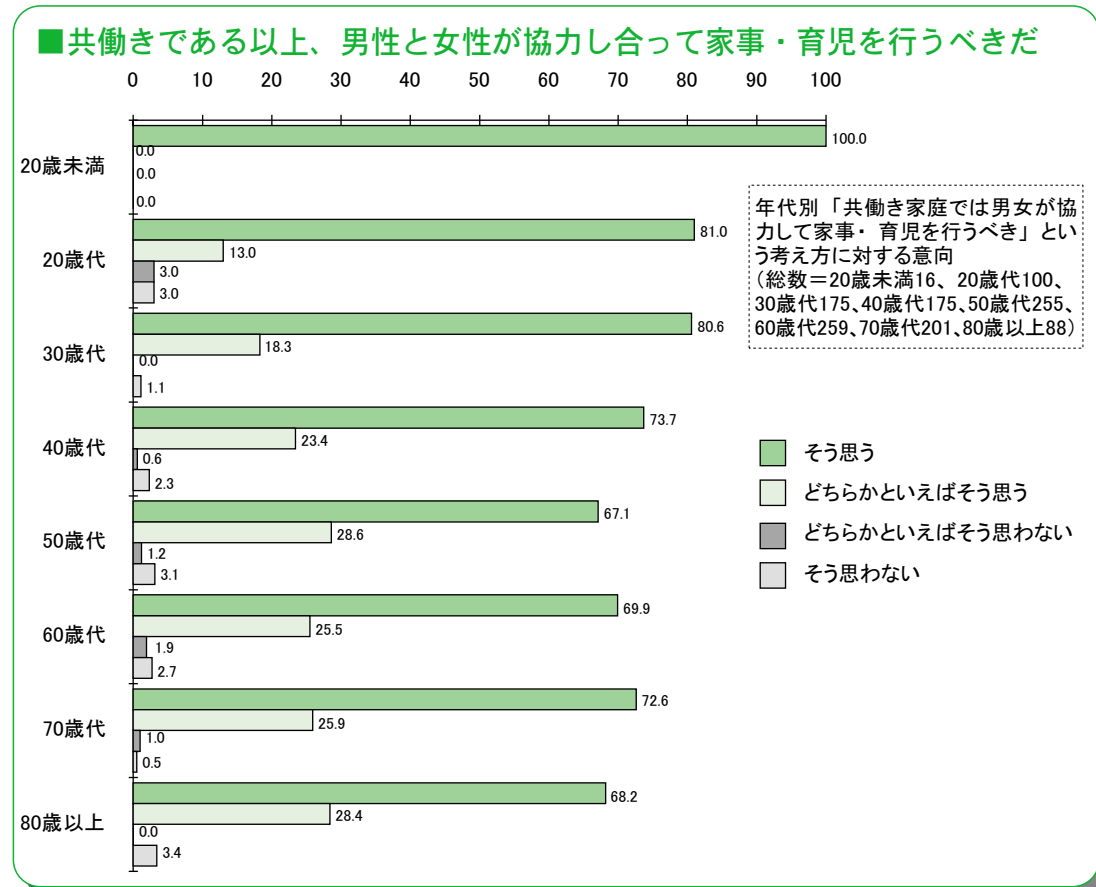
具体的目標 2

男女で支え合う子育て、介護への社会的支援

課題

育児や介護は人の命にかかわる大切な営みです。これからの男女共同参画社会は、男女で助け合い支え合って築いていかなければなりません。しかし、子育ては母親の責任と押しついたり、介護は女性の務めと決めつける固定的な考え方があります。また、男女が共に支え合うための法制度はあっても、これを利用して人のごく少数です。このような中で男女が共に協力し合い責任を担いながら、安心して子育てや介護ができるようにするためには、更なる体制の整備と充実が求められています。

(市民意識調査結果より：単位%)



施策22 男性の子育て、介護参加への支援

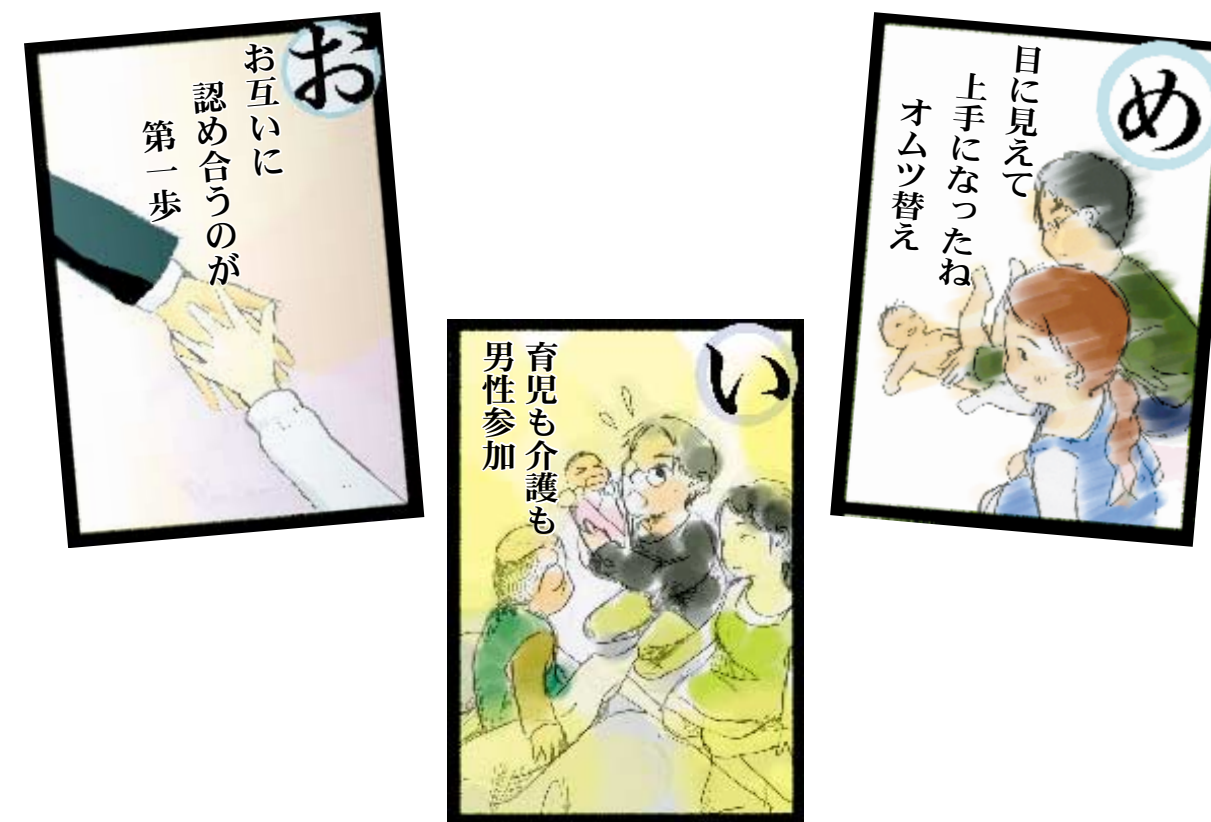
具体的な施策		主な担当課
具体策①	男性を対象にした育児、介護に関する学習・講習会の開催をします。	人権尊重課 社会福祉課
具体策②	育児、介護休暇を取りやすい体制を整え、利用できる環境づくりをします。	高齢者介護課 児童保育課 商工観光課

施策23 共に支え合う子育て支援の充実

具体的な施策		主な担当課
具体策①	地域活動やPTA活動を通し、男性が子育てに参加できるように支援します。	人権尊重課 児童保育課
具体策②	多世代の人とのかかわりを通して、子どもに実体験をさせながら生きる力を培う子育てができるように支援します。	学校教育課 社会教育課

施策24 共に支え合う介護支援の充実

具体的な施策		主な担当課
具体策①	介護をする人、される人の立場にたって、地域でできる介護のあり方を住民と話し合い、支援の充実を図ります。	人権尊重課 社会福祉課 高齢者介護課



具体的目標 3

障害者も高齢者も共に暮らせる環境づくり

課題

障害を持つ人が地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として安心して暮らし、社会参加できる環境づくりや、高齢者が孤独な立場におかれることなく積極的に社会参加ができる環境づくりが大切です。

施策25 障害者・高齢者の社会参加の支援

具体的な施策		主な担当課
具体策①	障害者も高齢者も地域などの行事に気軽に参加できるように働き掛けます。	まちづくり推進課 社会福祉課
具体策②	障害者や高齢者に常に声を掛け合い、さまざまな現状や気持ちが分かり合うことで、災害時にも助け合うことのできるまちづくりを進めます。	高齢者介護課



具体的目標 4

家族のかかわり、近隣のかかわりを大切にできる環境づくり

課題

近年、少子高齢化・核家族化が進む中で、個々の家庭でも地域社会でも人々の生き方、働き方、暮らし方、かかわり方などが様変わりし、お互いが支え合い助け合ってきた気風が薄らいできています。

お互いを認め合い、助け合い、かかわり合い、共に生きるために、個々の家庭でも地域でも気軽に話し合える場、相談できる場、支援できる場などの環境づくりが必要です。

施策26 相談体制の充実・情報の提供など

具体的な施策		主な担当課
具体策①	家族間で解決が困難なトラブルや悩みを持つ人には、相談窓口の情報を提供し、積極的に活用するよう啓発します。	総務課 人権尊重課 まちづくり推進課
具体策②	話し合いで解決が困難な地域の問題や課題は、相談窓口の情報を提供し、積極的に活用するよう啓発します。	社会福祉課 児童保育課

施策27 安心して生活できる身近な助け合いの支援や環境づくり

具体的な施策		主な担当課
具体策①	一家団らんなど、家族のコミュニケーションの場を設けるように働き掛けます。	人権尊重課 危機管理室
具体策②	隣近所とのあいさつや声かけをし、お互いにかかわりを持って助け合い、災害の時にも備えるよう働き掛けます。	まちづくり推進課 社会福祉課 学校教育課 社会教育課
具体策③	清掃などを含めた地域の行事に、子どもと共に家族そろって参加する機会を設けるよう働き掛けます。	
具体策④	社会の決まり・身近なマナーや安全を守ることを大人が自ら示して、子どもの教育につなげるよう啓発します。	

具体的目標 5

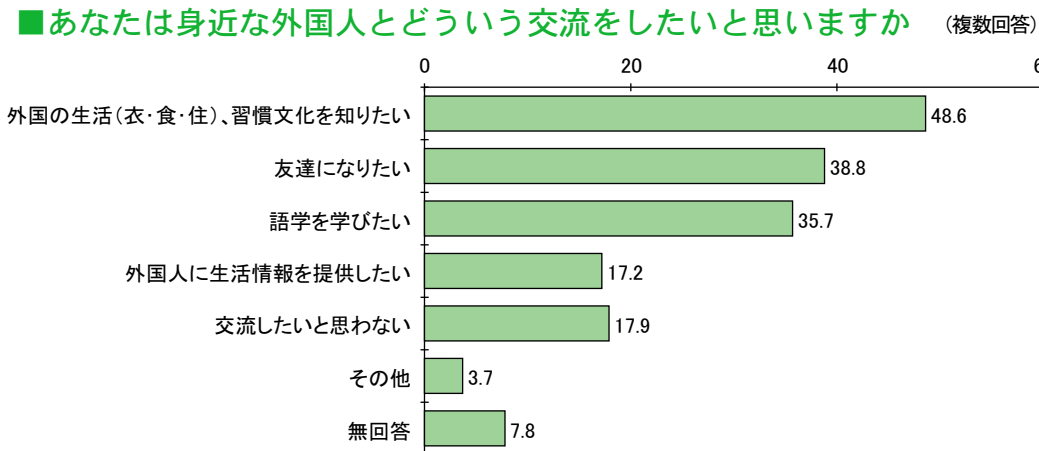
外国籍市民との交流活動の推進

課題

社会のあらゆる分野で国際化が進み、私たちが国際社会の一員として、国際交流や国際協力の分野での活動が求められています。

外国籍市民が増え、日々の暮らしの中で言葉や習慣の違いからくる問題が起こっています。このような中で同じ市民として共に生きるために、積極的な交流の推進が大切です。

(市民意識調査結果より：単位%)



施策28

国際交流と多文化共生*の推進

具体的な施策	主な担当課
具体策① 外国の生活や文化を学ぶことができる国際交流活動などを支援します。	秘書課 人権尊重課
具体策② 外国籍市民に対して偏見を持たず、自ら進んであいさつをして積極的に交流し友達になれるよう啓発します。	
具体策③ ゴミの出し方や地域のルールをきちんと説明し、清掃活動などの地域の行事への参加を促します。	
具体策④ 災害や病気など困っている時は、地域の一員として助け合えるよう働き掛けます。	
具体策⑤ 地域での日本語講座などの充実を図ります。	

*多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築きながら、ともに生きていくこと。

外国人登録者数の推移

単位：人

年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
外国籍市民数	2,668	2,562	2,439	2,450	2,363	2,127

※ 各年3月31日現在 資料：市民係

基本目標 4

男女がお互いを尊重し健やかに暮らせる社会づくり

具体的目標 1

社会・家庭生活におけるあらゆる暴力をなくすための取り組みの推進

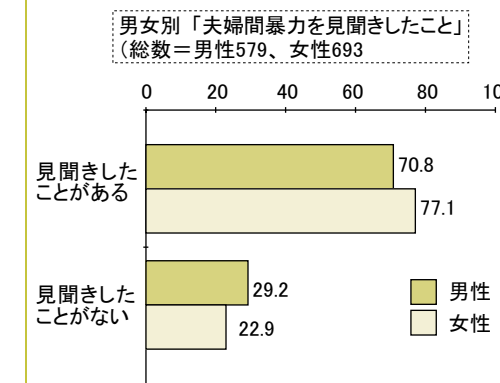
課題

近年の暴力は、身体的な暴力、言葉による暴力やインターネット・メディアによる精神的な暴力など多様化しています。

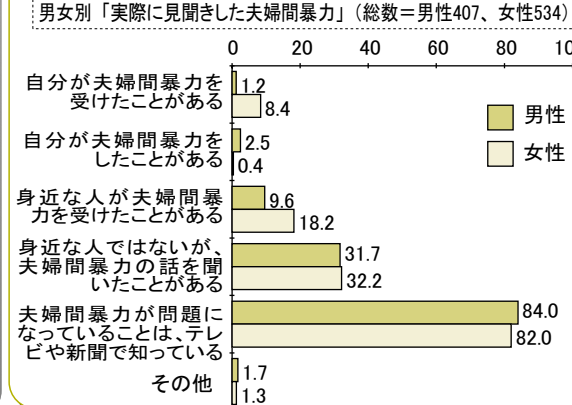
暴力は家庭内であろうと地域社会であろうと、身内でも他人でもどんな場合でも誰に対するものであっても、決して許されるものではありません。特に夫から妻へ、親から子どもへの暴力は家庭内の問題として潜在化する傾向にありますが、暴力は多くの人々にかかわる社会問題であることを理解し、暴力をなくすための意識啓発と被害にあっている人々の救済や、相談体制などを充実することが必要です。

(市民意識調査結果より：単位%)

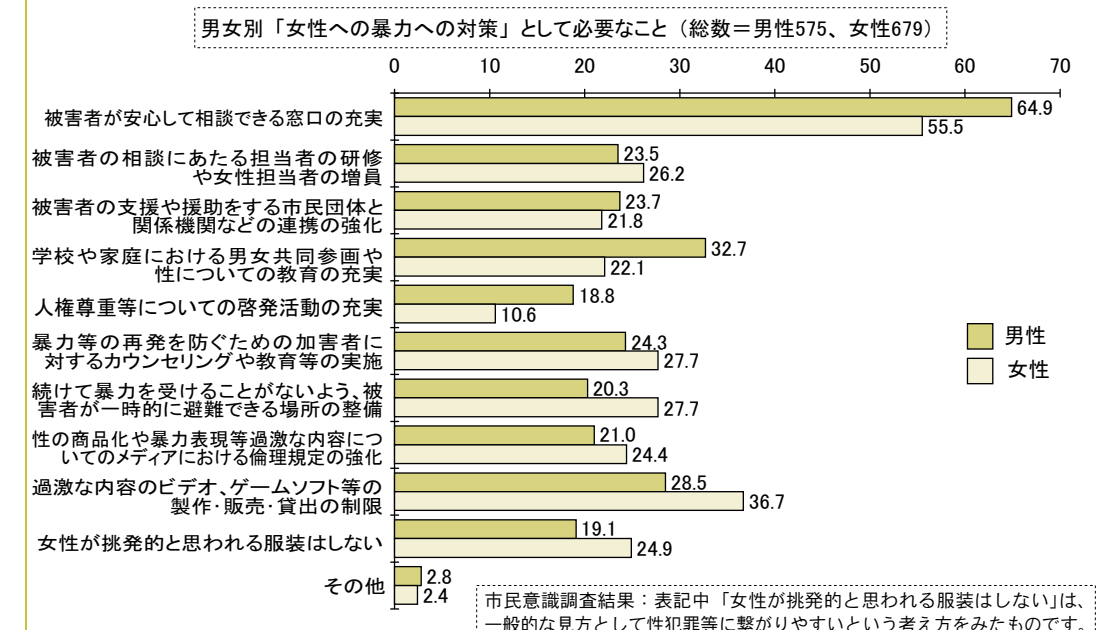
■夫婦間暴力が深刻な社会問題となっていますが、見聞きしたことがありますか



■「実際に見聞きしたことがある」と回答した方にお聞きします



■性犯罪、夫婦間暴力、セクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力への対策として、どのようなことが必要だと思いますか



市民意識調査結果：表記中「女性が挑発的と思われる服装はしない」は、一般的な見方として性犯罪等に繋がりがやすいという考え方をみたものです。

施策29 実態の把握と防止対策の推進

具体的な施策		主な担当課
具体策①	身近にある虐待や暴力の事実を知ったときは、声かけをしたり、関係機関に通報するよう働き掛けます。	人権尊重課 社会福祉課 高齢者介護課
具体策②	暴力や虐待は人権侵害であることを知り、相談や救済を求めることをためらったりしないで、思いきって行動するように働き掛けます。	児童保育課 学校教育課 社会教育課
具体策③	地域や学校など社会全体で、いじめや児童虐待の発見に努め、素早い対応を図ります。	
具体策④	社会全体でインターネットや言葉による嫌がらせの防止に努めます。	

施策30 救済、相談体制の充実と関係機関の連携強化

具体的な施策		主な担当課
具体策①	関係機関の情報の提供と共有を図り、相談窓口の体系化と周知に努めます。	人権尊重課 社会福祉課
具体策②	潜在化しがちな女性に対する暴力や家族間暴力について、被害を受けた人や心に悩みを持つ人、また、暴力に走る加害者の人も含めて、民生児童委員をはじめ他にも相談や指導ができるように、関係機関と連携できる体制を整えます。	高齢者介護課 児童保育課 学校教育課 社会教育課

施策31 機会をとらえて、意識啓発や情報の提供

具体的な施策		主な担当課
具体策①	性犯罪・ストーカー行為・売買春行為及びセクシュアルハラスメント*・パワーハラスメント*などをなくすための広報や啓発と、関係する法律の周知を図ります。	人権尊重課 高齢者介護課 児童保育課 社会教育課
具体策②	暴力や虐待に関して幅広い世代に対する情報交換と学習会を開催し、暴力や虐待の未然防止に努めます。	

***セクシュアル・ハラスメント（「セクハラ」と呼ばれる）**

性的嫌がらせのことです。相手の意に反した性的な発言や行動で、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

***パワー・ハラスメント**

一般的に「上司などからの職権を使った嫌がらせ」の意味で使われている。

参考 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者や親しいパートナー等からの暴力。殴る、蹴るなどの暴力だけではなく、存在を無視し心理的に苦痛を与えることも含まれる。

具体的目標 2

男女の性に対する教育の推進と心と体の健康支援

課題

男女が生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の基本であり、男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分理解し、思いやりを持って接することが何よりも大切なことです。

現在、HIV/エイズ*・性感染症や薬物乱用などが若い世代から中高年まで幅広い世代に広がっており、危惧すべき状況にあります。

男女の性と生殖に関する問題は、生涯を通して真剣に考えなければならないことであり、学校教育や家庭教育・社会教育でも正しい知識、情報のもとに教育の推進をすることが必要です。

***HIV/エイズ**

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、エイズの原因となるウイルス。HIVの感染後、平均10年といわれる長い潜伏期間を経て、身体の免疫が低下し、さまざまな日和見感染症、悪性腫瘍などを発症すると、エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）と診断される。

施策32 学校・家庭・社会教育の場での性教育の充実

具体的な施策		主な担当課
具体策①	男女の性に関する正しい知識・理解を深めるために、子どもを含めた全ての人に対して、専門家による適切な性教育の指導が受けられる体制を整えます。	学校教育課 社会教育課
具体策②	性に関する子どもからの質問には、恥ずかしがらずに明るくきちんと説明し、「命の大切さ」「愛していること」を伝えるよう働き掛けます。	

施策33 生涯にわたる性と生殖に関する男女の健康支援と相談体制の充実

具体的な施策		主な担当課
具体策①	妊娠・出産・避妊・生理・更年期障害などについて、男女共に正しく理解を深め思いやりの心を持てるように学習会を開催します。	健康推進課
具体策②	性と生殖に関する心配があったら勇気を出して相談できるよう相談窓口の周知を図ります。	

施策34 HIV/エイズ・性感染症・薬物乱用防止についての正しい理解と教育の充実

具体的な施策		主な担当課
具体策①	HIV/エイズ・性感染症や薬物乱用などについての正しい知識と理解のために研修など教育、啓発に努めます。	健康推進課 学校教育課 社会教育課

施策35

男女の身体の機能やその特徴を知り、お互いに相手を尊重する意識啓発の推進

具体的な施策		主な担当課
具体策①	青少年の性行動の低年齢化と過剰な性情報が氾濫している現状の中で、思春期の男女が性に関する正しい知識や情報を得られるよう、専門家の指導と啓発を図ります。	健康推進課 学校教育課 社会教育課
具体策②	次代を担う子どもを生き育てる母性の重要性を認識するための学習の機会を提供します。	



かるたは安曇野市男女共同参画連絡協議会にて作製（平成20年3月）

第4章 計画推進の体制

1 市民参加による推進

男女共同参画社会の実現を促進するためには、安曇野市男女共同参画計画について市民の皆さん一人ひとりが理解を深め、問題意識を持つことが大切です。

お互いの人権を尊重し、生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指して、市民・事業者・安曇野市男女共同参画連絡協議会・関係団体と市が連携し「安曇野市男女共同参画計画」を推進します。

2 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会

「安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会」において、計画の推進状況を把握・検討し推進します。

3 庁内推進体制の整備

男女共同参画施策は広範囲にわたるため、安曇野市では計画の全てについて各課との連携を図り協力体制により「安曇野市男女共同参画計画」を推進します。

4 国・県・関係団体との連携協力

国・県・関係団体との連携を図り、近隣市町村と協力し「安曇野市男女共同参画計画」を推進します。

資料

1 国際婦人年以降の男女共同参画への取り組み年表

2 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会設置要綱

3 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員名簿

4 男女共同参画社会基本法

5 相談窓口

1 国際婦人年以降の男女共同参画への取り組み(年表)

年	世界の動き	日本の動き	長野県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(於:メキシコシティ)	婦人問題企画推進本部設置	
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年 (~1985年、目標:平等、開発、平和)	国際婦人年 日本大会開催	
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 (計画期間:昭和52年度~61年度)	社会部労政課「福祉婦人係」設置 長野県婦人問題協議会設置
1978年 (昭和53年)			長野県婦人問題県民会議設立
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	「国連婦人10年」中間世界会議(於:コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	「国連婦人の年10年」中間年日本大会	「長野県婦人行動計画」策定 (計画期間:昭和55年度~昭和60年度)
1981年 (昭和56年)	女子に対するあらゆる差別撤廃の条約	「国内行動計画後期重点目標」策定	社会部青少年家庭課に「婦人室」設置
1984年 (昭和59年)			長野県婦人総合センター開設
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(計画期間:1986年~2000年)	「女子差別撤廃条約」批准「男女雇用機会均等法」公布「国連婦人の10年」日本大会	
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議(婦人問題企画推進会議の後身)開催決定	「新長野県婦人行動計画」策定 (計画期間:昭和61年度~平成2年度)
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 (計画期間:昭和62年~平成12年度)	
1988年 (昭和63年)		世界人権宣言40周年(性差別をなくす女性たちの人権集会)	
1989年 (平成元年)			
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定「育児休業法」公布	さわやか信州女性プラン策定 長野県農村女性プラン策定
1992年 (平成4年)		2000年に向けて 新しい農山漁村の女性ビジョン	長野県農村生活マイスター制度
1993年 (平成5年)		「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布	
1994年 (平成6年)	ESCAP地域準備会(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言」(地域行動計画を含む)採択	男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議、NGOフォーラム「北京宣言」「行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定(計画期間:平成8年12月~平成12年度)	信州女性プラン2.1策定 新長野県農村女性プラン策定
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会設置」(法律)	社会部「女性課」設置
1998年 (平成10年)			長野県女性行政推進協議会の構成員の拡充
1999年 (平成11年)		改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行、「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(於:ニューヨーク)「成果文書」「政治宣言」採択	「男女共同参画基本計画」策定	女性総合センター(愛称:あいとびあ)決定
2001年 (平成13年)		中央省庁再編により内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置	男女共同参画課に名称変更 長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」策定
2002年 (平成14年)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	「パートナーシップながの21」改定
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針策定	男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、企画局に「ユマニテ・人権尊重課」を設置
2005年 (平成17年)	「北京+10」世界閣僚級会合(於:ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	人権・男女共同参画課に名称変更
2007年 (平成19年)			第2次長野県男女共同参画計画策定

2 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会設置要綱

平成17年10月1日
告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての市民が生涯を通じて、男女の別なく個人の尊厳が重んじられ、あらゆる分野において個性や能力が活かされ、また、社会に貢献ができ、心身共に豊かに暮らすことができる男女共同参画社会の実現を図るため、安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第9条及び第14条第3項の規定に基づく男女共同参画社会づくり推進のための条例制定並びに安曇野市男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 安曇野市男女共同参画計画に基づいた施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会形成推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 15人以内
 - (2) 公募により選考された市民 5人以内
- 2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置き、委員が互選する。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会に、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、総務部人権尊重課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

3 安曇野市男女共同参画社会形成推進委員名簿

(◎会長 ○副会長 順不同)

区分	性別	氏 名	役 職
公募による者	女	中山 芳 子	
	女	米 倉 汎 子	
	女	平 倉 勝 美	
	女	下 里 芳 江	
学識経験を有する者	男	○ 内 田 昭 三	豊科地域区長会副会長
	男	浅 川 幸 彦	穂高地域区長会副会長
	男	二 木 重 光	三郷公民館長
	男	青 柳 邦 榮	堀金公民館長
	男	伊 藤 文 男	中央公民館長（明科公民館長）
	女	丸 山 美 榮	豊科地区民生児童委員
	男	勝 野 周 司	穂高地区民生児童委員
	男	柴 野 道 夫	安曇野市農業委員会委員
	女	小 林 壽美子	豊科町商工会女性部長
	男	古岩井 久 仁	安曇野市PTA連合会副会長
	男	三 澤 敏 雄	人権擁護委員安曇野部会長
	女	◎ 山 田 安 子	農村生活マイスター
	女	古 幡 道 子	安曇野市男女共同参画連絡協議会副会長
女	竹 岡 峰 子	安曇野市男女共同参画連絡協議会副会長	
女	平 林 千 代	安曇野市男女共同参画連絡協議会監事	

4 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正 平成11年7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

■目的

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

■定義

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

■男女の人権の尊重

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

■社会における制度又は慣行についての配慮

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

■政策等の立案及び決定への共同参画

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

■国際的協調

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

■国の責務

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

■地方公共団体の責務

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

■国民の責務

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

■法制上の措置等

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

■年次報告等

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

■男女共同参画基本計画

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

■都道府県男女共同参画計画等

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

■施策の策定等に当たっての配慮

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

■国民の理解を深めるための措置

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

■苦情の処理等

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

■調査研究

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

■国際的協調のための措置

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■地方公共団体及び民間の団体に対する支援

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

■設置

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

■所掌事務

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

■組織

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

■議長

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

■議員

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

■議員の任期

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

■資料提出の要求等

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

■政令への委任

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平11年6月23日法律第78号)抄

■施行期日

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

■男女共同参画審議会設置法の廃止

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則(平11年7月16日法律第102号)抄

■施行期日

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

■委員等の任期に関する経過措置

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

■別に定める経過措置

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平11年12月22日法律第160号)抄

■施行期日

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

5 相談窓口（困りごと、悩みごとなどの相談）

相談内容	相談機関	電話番号
DV・他の暴力関係・虐待等の相談	安曇野市福祉事務所 安曇野市地域包括支援センター	81-0727（児童保育課） 81-0731（高齢者介護課） 81-0760 （各電話 平日 8:30～17:15）
	児童虐待・DV24時間ホットライン	91-2410（24時間）
	県男女共同参画センター(あいとびあ)	0266-22-8822(火～土 8:30～17:00) (金曜日 8:30～21:00)
	県女性相談センター	026-235-5710（月・金 8:30～17:00） 平日のみ（火・水・木 8:30～21:00）
	県警察本部 警察安全相談	026-233-9110（24時間） または #9110
	安曇野警察署	72-0110（24時間）
犯罪被害者の相談	日本司法支援センター 法テラス	0570-078374（平日 9:00～21:00） （土曜日 9:00～17:00）
	長野犯罪被害者支援センター	73-0783（平日 10:00～16:00） （第2・第4金曜日 10:00～19:00）
いじめ・不登校・教育全般の相談	安曇野市教育委員会 （教育相談室）	72-2238（平日 9:00～16:00） （土曜日 9:00～15:00）
	松本教育事務所 （いじめ・不登校・教育全般）	47-7830（平日 8:30～17:15）
	県教育委員会 （青少年の健全育成に関する相談）	026-235-7100（平日 8:30～17:00）
人権・社会教育・福祉サービス等・その他の相談	安曇野市教育委員会 （社会教育課）	62-4565 （平日 8:30～17:15）
	安曇野市健康福祉部（福祉事務所） （社会福祉課 他）	81-1622 （平日 8:30～17:15）
	長野地方法務局松本支局（人権）	32-2571（平日 10:00～15:00）
	(社)長野いのちの電話	29-1414（11:00～22:00）
	松本保健所 （HIV/エイズ、性感染症）	47-7831（平日 8:30～17:15）
妊娠・出産等による解雇、育児・介護休業やセクハラ等の相談	長野労働局雇用均等室	026-227-0125 （平日 8:30～17:15）
一般の労働条件等の相談 （事業所の所在地により大町か松本）	大町労働基準監督署 （豊科、穂高、三郷、堀金）	0261-22-2001 （平日 8:30～17:15）
	松本労働基準監督署（明科）	48-5693 （平日 8:30～17:15）

～認め合い 支え合い 輝く安曇野～

安曇野市男女共同参画計画
平成20年度～平成24年度

平成20年3月発行

発行 安曇野市
編集 安曇野市総務部人権尊重課
安曇野市豊科4932番地46
電話 0263-71-2000

